

別紙 2

支援金の給付申請に当たっての留意事項

- 前回（令和5年度2回目）給付を受けた場合も、今回申請可能です。
- 申請に係る様式については、必ず指定の様式を使用してください。
- 支援金の申請は、法人ごとにまとめて申請してください。
- 申請は、1施設（事業所）につき1回限りです。
- 基準日である令和6年12月1日における定員等で申請してください。
- 基準日以降に事業所を休止又は廃止している場合は、申請できません。
 - ※ 休止又は廃止の届出を行っていない場合でも、運営の実態がない事業所は申請できません（利用者や入所者がいない等）。
 - ※ 令和7年3月31日までに休止又は廃止した場合も申請できません。
- 介護サービス及び障害福祉サービスの事業所を運営している場合は、介護、障害それぞれの区分で申請してください。
 - （例）特別養護老人ホーム（介護）、通所介護（介護）及び就労継続支援A型（障害）の3事業所を運営している場合は、次のように2件の申請を行ってください。
 - ① 特別養護老人ホーム（介護）と通所介護（介護）で1件
 - ② 就労継続支援A型（障害）のみで1件
- 1件の申請で、20事業所まで記載できます。運営している事業所の数が20を超える場合は、複数回の申請を行う必要があります。
 - （例1）介護サービス事業所を30事業所運営している場合は、20事業所で1件、残り10事業所で1件の合計2件の申請が必要です。
 - （例2）介護サービス事業所を23事業所、障害福祉サービス事業所を5事業所運営している場合は、介護で2件、障害で1件の合計3件の申請が必要です。介護の20事業所を超えた3事業所と障害の5事業所をまとめて1件の申請にはできません。
- 介護サービスと障害福祉サービスの指定等を併せて受けている事業所は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としての申請はできません。
- 電気契約の種別（入所系の場合は「低圧」、通所系の場合は「高圧」）を確認できる書類の提出がない場合は、単価の低い区分で支援を行います。
 - ※ 前回（令和5年2回目）の申請内容により提出を省略できる場合があります。詳しくは通知をご確認ください。
- 申請書類の審査を行う上で、問い合わせを行う場合がありますので、控えを保管しておいてください。

- 介護サービスと介護予防サービス（第1号訪問（通所）事業を含む。以下同じ。）の両方の指定を受けている事業所は、介護サービス事業所として申請してください。介護予防サービス事業所としては、申請できません。
- 「第1号訪問（通所）事業」のみを行っている場合は、第1号訪問（通所）事業として申請してください。
- 「短期入所生活介護」及び「短期入所療養介護」の運営形態が本体施設の「空床利用型」の場合は、申請できません。
- 「福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売」を併せて行っている場合は、「福祉用具貸与」として申請してください。「特定福祉用具販売」としては、申請できません。
- 「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の事業所は、通いサービスの利用定員ではなく、登録定員の人数で申請してください。
- 健康保険法の保健医療機関に指定された医療機関が介護保険法における特定のサービス事業者としてのみなし指定により実施する「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」は、申請できません。